

市区町村別集計項目(推進体制等)

徳島県	
市区町村数	24

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						4	4	3		16						
36	201	徳島市	男女共同参画センター	1	1	1	1			0	第3次男女共同参画プラン・とくしま	2017年4月 ~ 2023年3月	1	1		
36	202	鳴門市	人権推進課	1	2	1	1	鳴門市男女共同参画推進条例	2015年3月24日	2016年1月1日		第3次鳴門市男女行動計画(鳴門パートナーシッププランⅢステージ)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
36	203	小松島市	人権推進課	1	2	0	0			0	第2次小松島市男女共同参画計画	2014年4月 ~ 2024年3月	0	1		
36	204	阿南市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	阿南市男女共同参画推進条例	2006年9月22日	2006年9月22日		第3次阿南市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
36	205	吉野川市	市民部 人権課	1	2	0	1	吉野川市男女共同参画推進条例	2007年3月28日	2007年4月1日		吉野川市第3次男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
36	206	阿波市	阿波市市民部人権課	1	2	0	0			0	阿波市男女共同参画基本計画(第3次)	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
36	207	美馬市	くらし・人権課	1	2	0	0			0	美馬市男女共同参画基本計画(第3次)	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1		
36	208	三好市	人権室	1	2	0	0			0	三好市男女共同参画基本計画(第3次)	2019年3月 ~ 2024年3月	1	1		
36	301	勝浦町	住民課	1	2	0	0			0	勝浦町男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
36	302	上勝町	住民課	1	2	0	0			0					0	
36	321	佐那河内村	総務課	1	2	0	0			0	(佐那河内村総合計画)	2020年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	0		
36	341	石井町	石井町教育委員会 社会教育課	2	2	0	0			0					0	
36	342	神山町	教育委員会事務局	2	2	0	0			0					0	
36	368	那賀町	総務課	1	2	0	0			0	(那賀町まちづくり計画)	2007年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	0		
36	383	牟岐町	総務課	1	1	0	0			0					0	
36	387	美波町	総務課	1	2	0	0			3					0	
36	388	海陽町	福祉人権課	1	2	0	0			0					0	
36	401	松茂町	総務課	1	2	0	0			0	松茂町男女共同参画計画ver.1	2020年4月 ~ 2024年3月	1	1		
36	402	北島町	総務課	1	2	0	0			0					0	
36	403	藍住町	政策推進室	1	2	1	0			0	第3次藍住町男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
36	404	板野町	人権コミュニティ課	1	2	0	0			0	(第5次板野町振興計画(後期基本計画))	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	0		
36	405	上板町	住民人権課	1	2	0	0			0					0	
36	468	つるぎ町	総務課	1	2	0	0			0	第3次つるぎ町男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
36	489	東みよし町	企画課	1	2	0	0			2	(第2次 東みよし町 総合計画)	2020年12月 ~ 2029年12月	0	0		

<選択肢回答>

- | | | | | |
|--|-----------------------------|---|--|------------------------------------|
| 所属
1 首長部局
2 教育委員会 | 庁内連絡会議
1 有
0 無 | 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
2 2022年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
0 検討していない | 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定 | 現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無 |
| 事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない | 諮問機関
1 有
0 無 | | | |

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営		
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者
			2						1	1	2	0	0	2	0	0
36	201	徳島市	徳島市男女共同参画センター		770-0834	徳島市元町1丁目24番地 アミコビル4階	088-624-2611	088-624-2611	https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisetsu/sonota/josei_center.html	○		○			○	
36	202	鳴門市	鳴門市女性子ども支援センター	ぱあとなー	772-8501	鳴門市撫養町南浜字東浜170番地	088-684-1413	088-684-1370	https://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/jinken/jinken/joseishien/index.html		○	○			○	
36	203	小松島市														
36	204	阿南市														
36	205	吉野川市														
36	206	阿波市														
36	207	美馬市														
36	208	三好市														
36	301	勝浦町														
36	302	上勝町														
36	321	佐那河内村														
36	341	石井町														
36	342	神山町														
36	368	那賀町														
36	383	牟岐町														
36	387	美波町														
36	388	海陽町														
36	401	松茂町														
36	402	北島町														
36	403	藍住町														
36	404	板野町														
36	405	上板町														
36	468	つるぎ町														
36	489	東みよし町														

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
			2															
36	201	徳島市	徳島市男女共同参画センター	2000年6月10日	3	3	14,005	○		○	○							男女共同参画社会づくりを目的とする団体への支援
36	202	鳴門市	鳴門市女性子ども支援センター	2010年4月1日	2	4	2,226	○	○	○								
36	203	小松島市			0	0	0											
36	204	阿南市			0	0	0											
36	205	吉野川市			0	0	0											
36	206	阿波市			0	0	0											
36	207	美馬市			0	0	0											
36	208	三好市			0	0	0											
36	301	勝浦町			0	0	0											
36	302	上勝町			0	0	0											
36	321	佐那河内村			0	0	0											
36	341	石井町			0	0	0											
36	342	神山市			0	0	0											
36	368	那賀町			0	0	0											
36	383	牟岐町			0	0	0											
36	387	美波町			0	0	0											
36	388	海陽町			0	0	0											
36	401	松茂町			0	0	0											
36	402	北島町			0	0	0											
36	403	藍住町			0	0	0											
36	404	板野町			0	0	0											
36	405	上板町			0	0	0											
36	468	つるぎ町			0	0	0											
36	489	東みよし町			0	0	0											

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

徳島県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				1		8	2	25.0	12	0	0.0	16	0	0.0	18	0	0.0	3,873	497	12.8
36	201	徳島市				1	1	100.0	2	0	0.0							968	165	17.0
36	202	鳴門市	2012年2月4日	鳴門市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							14	0	0.0
36	203	小松島市				1	0	0.0	1	0	0.0									
36	204	阿南市				1	0	0.0	1	0	0.0									
36	205	吉野川市				1	0	0.0	1	0	0.0							360	39	10.8
36	206	阿波市				1	0	0.0	2	0	0.0							372	36	9.7
36	207	美馬市				1	0	0.0	2	0	0.0							316	35	11.1
36	208	三好市				1	1	100.0	2	0	0.0							461	49	10.6
36	301	勝浦町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
36	302	上勝町										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
36	321	佐那河内村										1	0	0.0	1	0	0.0	47	7	14.9
36	341	石井町										1	0	0.0	1	0	0.0	134	6	4.5
36	342	神山町										1	0	0.0	1	0	0.0	192	22	11.5
36	368	那賀町										1	0	0.0	2	0	0.0	159	24	15.1
36	383	牟岐町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	1	3.7
36	387	美波町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
36	388	海陽町										1	0	0.0	1	0	0.0	90	1	1.1
36	401	松茂町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0
36	402	北島町										1	0	0.0	1	0	0.0			
36	403	藍住町										1	0	0.0	2	0	0.0	138	32	23.2
36	404	板野町										1	0	0.0	1	0	0.0	54	2	3.7
36	405	上板町										1	0	0.0	1	0	0.0	147	36	24.5
36	468	つるぎ町										1	0	0.0	1	0	0.0	173	27	15.6
36	489	東みよし町										1	0	0.0	1	0	0.0	144	14	9.7

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)					
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性等数		女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性等数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性等数	女性比率(%)	総委員数	うち女性数	女性比率(%)	総委員数	うち女性数	女性比率(%)		
													8	8	210	76	36.2	0	0	0	0						
	徳島市												0	0	0	0		0	0	0	0						
	鳴門市												0	0	0	0		0	0	0	0						
	小松島市												0	0	0	0		0	0	0	0						
	阿南市												0	0	0	0		0	0	0	0						
	吉野川市												0	0	0	0		0	0	0	0						
	阿波市												0	0	0	0		0	0	0	0						
	美馬市												2	2	60	18	30.0	0	0	0	0						
	三好市												1	1	55	18	32.7	0	0	0	0						
	勝浦町												1	1	10	5	50.0	0	0	0	0						
	上勝町												0	0	0	0		0	0	0	0						
	佐那河内村												0	0	0	0		0	0	0	0						
	石井町												2	2	28	12	42.9	0	0	0	0						
	神山町												0	0	0	0		0	0	0	0						
	那賀町												0	0	0	0		0	0	0	0						
	牟岐町												0	0	0	0		0	0	0	0						
	美波町												0	0	0	0		0	0	0	0						
	海陽町												0	0	0	0		0	0	0	0						
	松茂町												0	0	0	0		0	0	0	0						
	北島町												0	0	0	0		0	0	0	0						
	藍住町												2	2	57	23	40.4	0	0	0	0						
	板野町												0	0	0	0		0	0	0	0						
	上板町												0	0	0	0		0	0	0	0						
	つるぎ町												0	0	0	0		0	0	0	0						
	東みよし町												0	0	0	0		0	0	0	0						

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都道府県	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
		議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
									議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例														
		11	1の合計	24	0	23		2						22	22	22	22	22	22	17	
		3	2の合計	0	11	1		21						1	1	1	1	1	2	0	
		1	3の合計	0	12			1						0	0	0	0	0	0	0	
		9	4の合計	0	1									1	1	1	1	1	0	6	
36	201 徳島市	1	第2条第4項 市長は、前3項の規定により、職員又は新たに職員として採用される者(次項において「職員等」という。)から旧姓使用承諾申請書の提出があった場合は、法令上又は実務上特段の支障が生じると人事課長が認めるときを除き、旧姓の使用を承認するものとする。	徳島市議会	1	2	1	【第2条第2項】議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1	
36	202 鳴門市	1	鳴門市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、法令等の規定に反するおそれのない、専ら職員間で使用している文書等について、職務遂行上又は事務処理上著しい支障を生じないもの限り、旧姓を使用することができる。ただし、次に掲げる文書等については、旧姓を使用することができない。 (1) 公権力の行使に関するもの (2) 職員の権利及び義務に係るもので特別な法律関係を生じさせるもの (3) 職員の身分関係に係るもの (4) その他職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を生ずるおそれのあるもの	鳴門市議会	1	2	1	鳴門市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	1		
36	203 小松島市	1	小松島市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令及び条例等の規定に抵触するおそれなく、かつ、専ら組織内で使用する文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上支障がないものについて、旧姓を使用することができる。	小松島市議会	1	2	1	小松島市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3		出産については適用除外としている。			1	1	1	1	1	1	1	
36	204 阿南市	1	阿南市職員の旧姓使用に関する取扱要領 第1条 この要領は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた職員が、改正前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。以下条文において規定	阿南市議会	1	2	1	阿南市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1	
36	205 吉野川市	3		吉野川市議会	1	3	1	吉野川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにしてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1	
36	206 阿波市	2		阿波市議会会議規則	1	2	1	阿波市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1	
36	207 美馬市	1	美馬市職員旧姓使用取扱規程 第3条 職員は、市長の承認を受けて、法令及び条例等の規程に抵触するおそれなく、かつ、専ら組織内で使用する文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上支障がないものについて、旧姓を使用することができる。	美馬市議会	1	2	1	美馬市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
										議会名	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護
36	208	三好市	1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	三好市議会会議規則	1	1	1	1	1	1	4
36	301	勝浦町	4	三好市職員旧姓使用要綱、三好市立学校教職員旧姓使用取扱要綱 三好市職員旧姓使用要綱 第1条 この訓令は、三好市に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)で、婚姻その他の理由により姓を改めるものが、旧姓を使用する場合の使用基準及び手続きを定めるものとする。 三好市立学校教職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、教職員が互いに個性を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境の整備を図るため、教職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	三好市議会	1	2	1	勝浦町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 省略 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
36	302	上勝町	1	上勝町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用)第2条 職員は、町長の承認を受けて、次条に定めるもの限り、旧姓を使用することができる。	上勝町議会	1	3	1	上勝町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 職員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
36	321	佐那河内村	4		佐那河内村議会	1	3	1	勝浦町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
36	341	石井町	4		石井町議会	1	3	1	石井町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	4
36	342	神山村	2		神山村議会	1	3	1	神山村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
36	368	那賀町	1	那賀町職員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓の使用) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号のいずれにも該当するものであって、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものであるもの (1) 旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがないもの (2) 職務遂行上支障がないと認められるもの 2 前項に規定するもの以外であって、別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。	那賀町議会	1	2	1	那賀町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1
36	383	牟岐町	4		牟岐町議会	1	3	2	美波町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	2	2	2	2	2	4
36	387	美波町	2		美波町議会	1	2	1	美波町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
									議会名	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
36	388	海陽町	4	1	2	1	海陽町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			4	4	4	4	2	4	
36	401	松茂町	4	1	3	1	松茂町議会会議規則 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		松茂町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条 議員の議員報酬(以下「報酬」という。)は議長、副議長及び議員の別に支給するものとし、その額は、それぞれ次のとおりとする。 (省略) 5 前各項の規定にかかわらず、議長、副議長又は議員が長期にわたり議員活動ができないときは、その期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の報酬を翌月から支給する。ただし、議員活動ができない期間が1年6ヶ月を超える場合は、報酬を翌月から支給しない。 (1) 議員活動ができない期間が180日を超え365日以下である場合 当該期間の報酬月額に100分の30を乗じて得た額を減じた額 (2) 議員活動ができない期間が365日を超える場合 当該期間の報酬月額に100分の50を乗じて得た額を減じた額	1	1	1	1	1	1	1
36	402	北島町	1	1	4	1	北島町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4	
36	403	藍住町	1	1	3	1	藍住町議会会議規則 第2条 議員は、総務課長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	2			1	1	1	1	1	4	
36	404	板野町	4	1	3	1	板野町議会会議規則第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
36	405	上板町	1	1	3	1	上板町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
36	468	つるぎ町	4	1	2	1	つるぎ町議会会議規則 第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県 市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
		職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
36	489 東みよし町	4		東みよし町議会	1	3	1	東みよし町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都道府県	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。			
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関係するハラスメント防止規定がある倫理防規正	2. 議員向け研修を議員向け研修に口開	3. 関係するハラスメント防止研修	4. その他	その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
		0	0	4	1	0	0	0		0	1	1			4		
		0	2	10	0	1	0	0		0	10	3			17		
		0	1	10	0	0	1	0		1	13	0			3		
		24	21		0	0	0	1				20					
36	201 徳島市	4	4	3							3	2			2		
36	202 鳴門市	4	4	3							3	4		多様な意見を取り入れるため、令和3年度から鳴門市ご意見箱を設置している。令和4年度は高校生会議を開催し、意見交換を行う予定である。	2		
36	203 小松島市	4	4	2							2	4		小松島市地域防災計画 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。	1		
36	204 阿南市	4	4	1				3		3	3	4		阿南市地域防災計画 第17節「避難行動要支援者対策」 第5「男女共同参画の視点を取り入れた防災対策」 本市は、避難行動要支援者の避難誘導や避難所の運営等において、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した防災対策に努めるものとする。 このため、県及び市町村は、男女共同参画の視点から、阿南市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における調査連絡を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の視点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、明確化しておくよう努めるものとする。	1		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。			
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。	3. その他(不明等)				
36	205	吉野川市	4	4	1	1												吉野川市地域防災計画 第2編共通第1章災害予防第1節防災知識の普及・啓発 第1 方針(抄) 防災関係機関の職員(以下「防災対策委員」という。)においては、住民の先頭に立って災害対策を推進する必要があり、災害とその対策に関する深い知識と高い意識を身に付けられるよう防災教育活動を実施する必要がある。この際、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立にも配慮するものとする。 第4 自主防災組織等の育成・支援等 市は、自主防災組織等の育成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。 1 協力的体制の整備(抄) 自主防災組織間の協力的体制を整備するとともに、自主防災組織の活性化に向けて、市内の自主防災組織連絡協議会を設置し、自主防災組織間の情報や意見交換を行う協議・交流の機会を設けるなど組織間の連携体制の強化に努める。その際、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画の推進に努める。
36	206	阿波市	4	4	2													1 阿波市地域防災計画
36	207	美馬市	4	4	2													2
36	208	三好市	4	4	2													2
36	301	勝浦町	4	4	2													3
36	302	上郷町	4	4	1													2
36	321	佐那河内村	4	2	1		2											4
36	341	石井町	4	2	2													2
36	342	神山町	4	4	3													2
36	388	那賀町	4	4	3													2
36	383	牟岐町	4	4	2													2
36	387	美波町	4	4	3													3
36	388	海陽町	4	4	3													2
36	401	松茂町	4	4	2													2
36	402	北島町	4	4	3													2
36	403	藍住町	4	4	3													2
36	404	坂野町	4	4	3													2
36	405	上板町	4	4	2													3
36	468	つるぎ町	4	3	3													2
36	489	東みよし町	4	4	2													2